



9  
29

大竹小学校で人権の花の贈呈式があり、人権擁護委員からチューリップの球根と栽培セットが子どもたちに贈呈されました。



8  
12

市内商業施設で人権イメージキャラクターの人KENまもる君・人KENあゆみちゃんと一緒に啓発物のチラシと裁縫セットなどを配布しました。



# 人権擁護委員が再任されました

問い合わせ 自治振興課 ☎2145



**② 人権相談**  
人権擁護委員のもうひとつの主な役割は、人権に関する相談に応じることです。市内においても毎年2回、総合市民会館で一日人権相談所を開設しています。また、特設の相談日の他に、年間を通じて廿日市人権擁護委員協議会では毎週火・金曜日に、広島法務局廿日市支局では月曜日から金曜日（いずれも祝日、年末年始を除く）に8時30分から17時15分の間で相談を受け付けています。電話番号はいずれも☎0829③2165です。人権についての悩みがありましたら、ご相談ください。  
人権擁護委員は、皆さんの身近な存在です。お気軽に声を掛けてください。

## 人権特設相談所を開設します

問い合わせ 自治振興課 ☎2145

12月4日(木)から12月10日(水)は「人権週間」です。人権週間は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間は誰でも、人間としての尊厳と価値が認められ、人間として当然にもっている基本的権利を、お互いに尊重しなければならないということを表明した世界人権宣言の採択に由来しています。期間中、次のとおり人権特設相談所を開設します。

**とき** 12月6日(土) 10時～15時

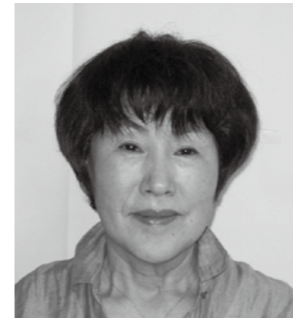
**ところ** 総合市民会館

### 相談内容

- 毎日の暮らしの中のさまざまな問題
- 家庭内(夫婦、親子、結婚、離婚、相続など)、隣近所のもめごと、悩みごとなどの問題
- いじめ、体罰、部落差別、外国人の問題など
- ※ 秘密は厳守されます。

**相談員** 古原陽子さん、弘兼秀子さん、坂本スミエさん、正木静夫さん、前安井美千子さん

### 再任された人権擁護委員



古原陽子さん



弘兼秀子さん



正木静夫さん

### 人権って？

誰もが生まれながらに持つ権利、人が人らしく生きる権利、全ての人が幸せになれる権利。それが人権です。これらの誰もが保障されるべき権

10月1日から引き続き、古原陽子さん、弘兼秀子さん、正木静夫さんの3人が人権擁護委員に再任されました。現在大竹市の人権擁護委員は在任中の坂本スミエさん、前安井美千子さんとあわせて5人です。人権擁護委員の制度は、民間の人が市町村長の推薦を受け、法務大臣の委嘱を受けて、国と一体となり国民一人一人の人権を守るために活動をする制度です。

人権擁護委員は、人権を守る活動として、法務局や市と一緒に次のようなことを行っています。

### 人権擁護委員はこんな活動をしています

**① 啓発活動**  
人権について、まずは関心を持つてもらえるように、啓発活動をしています。  
大竹・和木川まつり花火大会では啓発物のうちわを配りました。8月の人権強調月間には、人権イメージキャラクターの人KENまもる君・人KENあゆみちゃんと一緒に啓発物のチラシと裁縫セット

などを配布しました。啓発物をきっかけに「人権」について考えていただければとの願いで実施しています。  
また、保育所や幼稚園、小学校を訪問する活動も行っています。人権について考えたり、感じてもらうように人形劇や紙芝居を行ったり、人権の花を一緒に育てています。このような活動は、市内の保育所や幼稚園、小学校を順番に回っています。また、年によってはスポーツ人権教室を開催することもあります。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん